

序章 試みにあたって

著者	寺本 実
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	ドイモイ下ベトナムの「国家と社会」をめぐる
ページ	1-16
発行年	2006-03
章番号	序章
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00048968

序章

試みにあたって

寺本 実

要約：

本研究会における「国家と社会」という言葉について考察する。発案の源は古田元夫東京大学大学院教授が著作の一部で、現在ベトナムで展開中のドイモイの「ダイナミズム」の分析、理解の際に用いられた「国家と社会」という分析視角にある。筆者もそれに習う形で記述を試みてきたが、日本のベトナム地域研究においてその枠組みを正面に立てての取り組み、さらにそれをフィールド調査、各分野研究において検証する試みはこれまでなされてこなかった。欧文も含めたベトナム地域研究における「国家と社会」という視角に基づいた諸業績を概観し、古田教授が端緒をつけた分析視角を広い領域での適用を目指して展開を試みる。

そして、既存研究が論じてきた「関係(relations)」を超えて「関係性(relationship)」を考察することの意味を簡潔に記したい。

キーワード：

ベトナム地域研究、国家と社会、関係、相関、関係性

はじめに

ベトナムでは「王の法は村の掟に敗れる」(Phep vua thua le lang)という諺に代表されるように、国家権力が必ずしも貫徹しえない領域が長く存在してきた。1986年のベトナム共産党第6回党大会で正式に党の路線として始められたドイモイは経済停滞脱却、経済の発展に向けた取り組みが注目されがちであるが、そのプロセスは政治、外交を含む包括的なものである¹。ベトナムは発展途上の国であり、政策イニシアチブには「国づくり」という側面が多く含まれている。「国づくり」を進めるのであるから、国家は「社会」といたるところで向き合うことになる。したがって、ドイモイ期のベトナムでは「国家」が「社会」を包摂、取り込もうとする動き、その動きに対する「社会」からの反作用、また逆に「社会」が国家を突き動かし、導いていくというような諸様相が、地域・分野により現われ方は異なるにせよあふれることになる。

このベトナムの現状を理解しようとするとき、「国家と社会の関係性」(用語についての説明は第2節に譲る)に焦点を据えた、多元的かつ一定の持続性が想定しうる分析視角、キーワードに基づく研究への取り組みが有効だと考えられる。

今回の取り組みは万華鏡の全体像を初めからとらえようとするのではなく、万華鏡の一画像、一部分に実際に降り立ちその現状を捉えるとともに、それを「国家と社会の関係性」というキーワードに基づいて考察しようとする試みである。着想ヒントは、古田元夫・東京大学大学院教授(以下、敬称を略させていただきます)が著作で展開した「国家と社会」という分析視角を用いての分析にある(後出)²。このことを冒頭に記すとともにその学恩に対し感謝の意を示したい。

なお、本中間書所収の諸取り組みは、必ずしも本序章に示す枠組みに沿ったものになっていない。中間報告書としての本書の位置付けをそのまま示して

いると理解していただきたい。

第1節 先行研究の概観

日本のベトナム地域研究において「国家と社会」という分析視角を用い、ベトナムの状況に対してマクロ的理解を与える上で先駆的な貢献をしたのが古田である。同教授の著書『ベトナムの現在』（講談社 1996年）、論文「行政改革」（白石昌也編『ベトナムの国家機構』明石書店 2000年）はこの分析視角を各所で用いつつ書かれた優れた著作である。ここで「各所」としているのは、同教授がこの分析視角を積極的に前面に押し出しているというよりも、むしろ著作の要所で抑制的に用いているためである。

(1)ドイモイ以前のベトナム、(2)ドイモイ初期のベトナム、(3)90年代以降³のベトナムに対する古田の描写をそれぞれ見てみることにしよう。

(1) ドイモイ以前のベトナムについて

「モデルの性格としてはきわめて国権的だったドイモイ以前の旧来の社会主義モデルが、農業社会であったベトナムでは、実際の社会を包摂しきれていなかった」⁴。

(2) ドイモイ開始に至る時期、ドイモイ初期について

「ベトナムにおけるドイモイの展開過程を見ると、少なくともその開始に至る時期とドイモイの初期段階では、人々が行なってきた「闇行為」を国家が追認するという形で、多くの改革が実施され、それなりの経済活性化を生み出した面が強かったように思われる。これは国家と社会の相関⁵という角度から言えば、社会の活力が国家を凌駕していたことが、ドイモイという改革にとっては有利に作用したことを意味している」⁶。

(3) 90年代以降

「90年代に入って、経済がそれなりに活性化し、国民経済の本格的な発展が課題になり始めるようになると、このような(上述(2)のような 筆

者注) 国家と社会の関係は、逆に発展を制約する要素に転化した」⁷。

「経済状態がようやく好転をはじめた 90 年代に入り、より本格的な国民経済の発展が課題になってくると、社会に追随する国家ではなく、社会の活力を国民経済の発展のために有効に組織しうる『強い国家』の形成が課題になっているとみるべきであろう」⁸。

「国家」と「社会」という用語についての具体的な定義付けはされていない。しかし、「国家」が「社会」を包摂しきれていない(1)の時期から「社会」の活力が国家をドイモイおよびドイモイの成功裏の展開に導いた(2)の時期、国民経済の発展のために「社会」を有効に組織できる「強い国家」が求められる(3)の時期に至る、ドイモイ以前からドイモイ初期を経て 90 年代にいたる時期を対象に、「国家と社会の相関」を視角として極めて鮮明なドイモイ像を提供したといえよう。

筆者も古田の分析視角に学ぶ形で 1990 年代末から 2000 年代前半にかけてのベトナムを対象に拙稿で幾度か分析を試みている⁹。以下、若干長くなるが引用してみたい。

「この『国家と社会』という視点に依拠して推論すれば、これはあくまでも仮説にすぎないが、『国家』がベトナム『社会』の上に覆い被さり、ゆっくりと『社会』の側に浸透しつつあるものの、社レベルの地方政府そのものも十全な国家機関とは成り得ていない状況にあるのではないか。特に人口の大半が生活を営む農村部では、社政府が未だその下に位置する自然村を十分に掌握できていないと推測される。『国の法は村の掟に負ける』というベトナムの成句は未だ基本的には有効で、『国の法は村の掟にまだまだかなわない』とすると、その状況、動向により近いのではないだろうか。

これまで検討してきた『読者の意見』以外の、このように考える理由の一つには、1998 年 3 月末、カイ首相が、同年 5 月 1 日から全国のすべての社・坊・市鎮の人民委員会(役場)に官報を配布することを決定し、それぞれの社・坊・市鎮に、国家・地方政府の法文書を納める『法律文庫(Tu sach phap luat)』の設置を求めたということがある。このことはつぎのことを示唆して

いると思われる。(1)少なくとも1998年の段階では、社レベルには法の普及が十分になされていないこと、(2)法を社レベルに浸透させようとする試みは行われているが、その状況は未だ初期の段階にあること。ここでは、法の浸透と『国家』の浸透を平行に捉えている。

ベトナム当局は、社レベルをその路線、政策が実施される現場として位置付け、重要視している。これは見方を変えれば、『国家』と『社会』がせめぎ合うレベルということである。近年、ベトナムでは、『税法を厳格に執行しよう』といった標語を目にする。これは、『国家』と『社会』のせめぎ合いの、ある重要な局面を象徴していると考えられる¹⁰。

ここでは「国家」が「社会」の上に覆い被さり、浸透しようとする動きと浸透がそういう簡単に進んでいない状況について指摘した。2003年10月に示された基礎行政級である社級の専門職務従事者を公務員とする施策についてもそうであるが、「国家」による「社会」に対する着実な浸透圧力が存在する。そして「国家」と「社会」、両者のせめぎ合いの場として末端行政レベルが注目されることを指摘している。

次に、欧文の主な成果としては、Benedict J.Tria Kerkvliet, Doug J.Porter 編 "Vietnam's Rural Transformation" Westview press 1995 所収の Benedict J.Tria Kerkvliet (以下、カークフリート)による "Rural Society and State relations" が挙げられる。管見の限りでは論文として「国家と社会」という分析枠組みを全面にかかげてベトナム研究に取り組んだ最初のものである。同論文ではメディアに掲載された村民による抗議行動などを通して、基礎レベル(社会)と国家の関係を分析した論稿である。

カークフリートは社会・国家関係(society-nation relations)の類型として以下の4つを挙げている。

- (1) 国家の統治、ルール作成グループが事実上自己充足的であり、したがって社会は重要なインパクトを与えない。
- (2) 国家は社会機構、社会組織を形成し、自身のアジェンダを推し進めるためにそれを利用している。

(3) 不十分なリソース・その他の不適當性のため、プログラムを調整し、政策を実行する国家の実際の行政能力は支配的である国家(a dominating state)が必要とするよりもかなり劣っている。

(4) 人々は幹部の計画、規定(命令)と一致しないことを個人的、集団的に行い、プログラム実行のための国家の能力を妨害している。

当時のカークフリートはこの論稿では(4)の立場をとっている。

しかし未だこの段階では「国家」と「社会」という用語について定義づけを行っていない。

さらに、カークフリートは Hy V. Luong 編 ” Postwar Vietnam Dynamics of a Transforming Society ” ISEAS 2003 所収の ” Authorities and the People: A State-Society Relations in Vietnam ” でもベトナムの国家と社会の関係について論じている。

ここで初めてカークフリートは「社会」という用語について「組織と習慣を含めた、政治的、経済的情況、環境を分け合っている人々に対する要約的な用語」であるとし、「国家」という用語については「社会全体、その様々な部分に適用することを意図されたルールを作り、実行し、強いる官僚、組織」として定義付けを行っている。カークフリートの大きな関心は、政治システムはいかに動くのか、国家権力と社会にある人々の関係はいかなる関係にあるべきなのかという、2点であった。ベトナム政治システムに対しては、以下の3つの理解の型を示している。(1) 支配的な国家 (“dominating state”)、(2) 動員的コーポラティズム (“mobilizational corporatism”)、(3) 対話 (“dialogue”)。(1) 支配的な国家 (“dominating state”) は、「ベトナム共産党が最も力を持つ国家 (state) によって、その国家 (state) 内でベトナムを治めているルール、プログラムが作られる」という国家の支配的な役割を重視する理解である。(2) 動員的コーポラティズム (“mobilizational corporatism”) は「政治社会組織・社会組織を用いて国家のプログラム、政策への指示に人々を動員し、当局と各セクター間のコミュニケーション回路を維持する」という観点を重視する見方である。(3) 対話 (“dialogue”) は「国家の様々な構成 (component) と社会における利害

関係者(interests)の間の交渉」を重視する見方である。

以上3つのベトナム政治に対する理解の型を示した後、統治組織と過程、メディア、農業合作社、汚職の4つのディメンジョンにおいて既存の文献に基づき分析を行なっている。最終的な結論としては上記4つのディメンジョンにおいて、上記3つの理解の型のそれぞれを見出すことができたが、中でも(1)を支持する考慮すべき証拠があったことが強調されている。論稿の末尾も対メディアを初め、国家機構の管理する力の強さと「市民社会」の未成熟を指摘する文言で締めくくられている。

最後に、白石昌也早稲田大学大学院教授が、東京大学出版会の「東アジアの国家と社会シリーズ」で「ベトナム-革命と建設のはざま」を1993年に出版している。この取組みは民族民主主義革命、社会主義革命を経て、ベトナム戦争とその後の第2次5カ年計画の頓挫、ドイモイ路線採択に至るベトナムの歴史的歩みを丹念に追った労作である。

これまで主な先行研究について概観してきた。いずれも優れた研究、取組みであるが、これらの先行研究では以下のことが未だ取り組まれていないと考えられる。

(1) 「国家と社会」分析視角を生かしたフィールド調査や現地調査に基づく、諸フィールド・分野における理解への取組みと考察。

(2) 国家と社会の「関係性」を意識した考察。すなわち、説明は第2節3項に譲るが国家と社会の「関係」、「相関関係」は国家と社会の「関係性」に基づいて形作られると考えられる。これまでの研究は「関係性」の考察にまでは至っていないと思われる¹¹。

したがって、本書における取組みは、フィールド調査や現地調査に基づいて当該フィールド、分野に対する理解を深めると共に、上記分析視角を基にした考察に取り組むことが第一の課題となる。

第2節 「国家」と「社会」という用語について

先に記した通り、古田は「国家」と「社会」という用語について定義づけを行っていない。そこで、本節ではこれらの用語について少し記しておきたい。言葉をめぐる堂々巡りは出来るかぎり避け、諸フィールド・分野における調査を念頭に、なるべく単純で適用可能範囲が広い言葉の定義付けを求めことにしたい。

古田は1981年に党書記局が出した100号指示により全国的に展開されるに到った生産請負制が村レベルの「もぐり制度」として開始されたことを紹介する部分で以下のように記している。

「このような試みを村ぐるみで行なうには、村の最高指導者である共産党書記の決断が重要であったと思われる。しかし、ここで共産党書記であるティエムの父親は、国家の権力機関の末端の指導者としてよりは、村という共同社会の代表として行動したとみるべきであろう」¹²。

1980年代当時の状況に対する指摘であるし、必ずしも現状がそうであるとはいえないであろうが、この指摘は末端レベルのベトナムの党、国家、社会がいかに重なりあっているか、きたかを示すものである。これが現実であるならば、現実から離れることなく、かつ足をとられることのない用語の定義づけが必要となる。

1. 「国家」の概念について

ここにおける「国家」とは主としてベトナム政府（各級地方政府を含む）のことを指す。ベトナムの国家について考える時、多くの部分で両者は抜きがたく結びつきあっていると考えられるが、党部門と政府部門が存在する。両部門を含む場合を「広義の捉え方」、後者のみについては「狭義の捉え方」とする。今回の取組みにおけるヒントとなった先述の古田における「国家」

はどちらかといえば「広義の捉え方」と考えられるが、今回の取組みにおいては、「狭義の捉え方」に基づく分析取組みの選択を考えている。

その理由は古田がベトナム全体を対象にマクロ的な把握を試みたのとは異なり、今回の取組みが「国家」と「社会」が直接関わり合う政策の実行レベルに注目する試みだからである。党が基本的な方針を示し実施に向けて国会、政府、最終的には各級地方政府がそれを具体化していくのがベトナム政治の雛形である。したがって、党の方針は上記雛形が示すように実際の施策にも反映されていると前提することができる。また、党员である人民委員会の職員が職務を遂行する場合、それはやはり最終的には人民委員会職員としての職務遂行だと捉える事ができると考えられる。また、フィールド調査、現地調査を行う際、現状では党を直接的な調査対象とすることは容易でないであろうという実際的な判断もこの選択の理由の一つである。

中国専門家の菱田雅晴氏はベトナムと同じ社会主義体制下にある中国の政治体制を「党 = 国家体制」と捉えている。そして「国家」、「社会」について以下のような考察を行っている。

「『党 = 国家体制』による『社会への政治的征服』をめぐる基本視角が『国家・社会関係パラダイム』ともいえる...『国家』とは中央政府を意味するものの、それのみにとどまらず、公的権威から発せられるすべてのものを『国家』と規定する。他方、『社会』とは、組織的/未組織的/ないし制度的/非制度的とを問わず、あらゆる社会関係、利害構造のスペクトルの総和と簡単に定義しておく」¹³。

基本的に同様の見方をベトナムに適用することも可能だと思われる。党が決めた基本方針を国会、最終的には政府を通して実行していくというのがベトナム政治の雛形であり、政府要人、幹部の過半が党员である以上、「党 = 国家体制」という捉え方も当然考えられよう。しかし、繰り返しとなるが、本研究会の取組みの狙いにおいては、政策の直接的な実行主体ということをまず念頭に考えている。党と政府が役割を分担し、党の方針を政府機関が実行に移していくというのであれば、実行主体たる政府機関、機構の側に注目す

るというのがその立場である。このことはベトナム政治における中心勢力であるベトナム共産党の存在を決して軽視することにはならない。分析フォーカスを分析対象のどの部分に照射するかという問題であり、フィールド調査、現地調査実施する上での現実的な判断でもある。

2. 「社会」の概念について

「社会」とは、「国家」に対立する対概念としての位置付けであり、国家権力が貫徹していない領域を指す。ある国家機関が何かの方針を作成、それを実行に移そうとする時、恐らく当該担当者は当該機関のニーズを満たそうすると同時に、その方針の「被決定者」がその方針にいかなる反応を示すのかを考え、方針を実行に移す際には「被決定者」たちと直接的かつより実質的に向き合わねばならない。この「被決定者」の側が「社会」である。例えば、ヘルメット着用を呼びかける道路脇の看板をよそに走りすぎるヘルメット無着用の運転者たち。ベトナムでよく見かける光景であるが、前者が「国家」だとすれば、後者が「社会」である。前者は政府が決定したことであり、後者は政府の定めたルールにしたがわず、自らのルール、判断で行動している。

国づくりを推進中のベトナムではそうした領域が、未だ多く存在していると考えられる。例えば、2003年に幹部の公務員化が開始された基礎行政レベル（社級）と、その下位単位の自然村などは具体的な事例の1つとして挙げられる。また、現在ベトナムでよく見られる「税法を厳密に実行しよう」という立看板なども国家が浸透しえていない領域がベトナムに多く存在することを示している。

1986年に正式に採択されたドイモイ路線は、経済分野では経済アクターの多様化、外国投資の導入、国有企業改革、金融制度改革、国際経済への参入、政治分野では国会活性化とその地位向上、行政改革、民主規則の構築・施行、外交部門では全方位外交の展開、経済開発・「国づくり」に集中できる国際環

境づくり、海外市場の拡大など、包括的かつ多様な内容を含む。これらの施策を展開、推進する際、胎動時の力の源泉、状況転換の動態がいかなるものであれ、そこには国家の示す政策・方針というものが存在する。政策・方針を決定する時には、「国家」は被決定者の反応などを検討、考慮し、実行時にはそれに対してより直接的、実質的に直面せざるを得ない。こうしたドイモイ下ベトナムの複雑な状況を捉えようとする際、「国家」に対立する概念として「社会」を位置づけ、「国家権力の貫徹していない領域」として「社会」を定義することは、その単純さゆえにこそ有効的だと思われる。

3. 「国家と社会の関係性について」

次に「国家と社会の関係性」(state-society relationship or society-state relationship)についてである。通常「国家と社会の関係」を考える際、英語では「relations」と表記する。広辞苑には「関係」について「あるものが他のものとかかわりを持つこと。その間柄。2 つ以上の思考の対象をなにか統一的な観点(例えば類似・矛盾・共存など)からとらえることができる場合に、それらの対象はその点で関係があるといわれる」と記されている。カークフリートの用語はこれに沿ったものである。

古田は「国家と社会の相関」という言葉を用いている。「相関(correlation)」について広辞苑は「相互に関係しあっていること。互に関係しあう関係にあること」、「相関関係」については「一方が他方との関係を離れては意味をなさないもの間の関係」とある。古田は「社会が強ければ国家がそれに追随する」というように両者の「パワーバランス」を軸に分析、描写を展開している。そして「相関」に注目する古田の分析は、カークフリートの分析がより静的な印象を与えるのに対し、よりダイナミックな像を提供している。

そして、ここでは「関係性」を考察対象とすることを提案しているため、「relationship」という英訳が妥当となる。周知のように「ship」という言

葉を末尾に記すと状態、性質をあらわす言葉になる。広辞苑によれば「性」は「物事のたち・傾向」という意味であり、簡単にまとめれば「関係性」とは「その間柄の傾向、たち」といえる。大学時代の恩師の一人に言語学を専門の一つとする先生がいた。先生は「人と人との間柄の性質によって会話時に用いる言葉の様式が変化する現象」に関心を持たれていた。これと同じことが国家と社会の間でも考えられるのではないかと考えられる。

「関係」、「相関」、「関係性」ともに類似の概念である。そしてその実態は変化する。しかし「その間柄の傾向、たち」を意味する「関係性」はより適用の持続性が長いと考えられる。そして何よりも「関係性」を捉えようとする取り組みは「関係」、「相関」の理解深化にもつながると考えられる。

第3節 本中間報告書の構成

本中間報告書の内容は今研究会の現段階を示すものとなっている。「国家」と「社会」、「関係」と「関係性」という本書におけるキーワードに対する解釈についても未だ委員の間で必ずしも共通理解が得られているわけではない。

それぞれ独立した論稿として読んでいただいてもいいかもしれない。しかし、読んでいただければお分かりになるようにそれぞれの筆者が必ずしもバラバラな取組みを行ったということではなく、かなりの程度類似の意識の下でそれぞれの考察を行っていることもご理解いただけよう。

現状に即していえば本章の第1節、第2節で示してきたことは今研究会設立に当たっての原初的アイデアを中間報告書の作成にあたり記したものであり、今後議論を進める上での土台としての位置付けを持つ。

最後に、各章について簡単にまとめておきたい。

第1章はベトナムの障害者福祉における「国家と社会の関係性」を考察しようと試みたものである。地方各級政府の「社会福祉分野」におけるそれぞれの役割に対する考察から始まり、ベトナム北部タイビン省におけるフィー

ルド調査に基づく考察までを含む内容となっている。障害者の生活状況に対する理解への試みと共に、戦争への関わりの有無を要因の軸として「国家」と障害者（社会）の「関係性」に主に4つの型が見出されることなどが指摘される。

第2章は本章で記した諸点を共有しつつも、現政権が公に「設定」した「公民社会」とそれに収まり切らない「実社会」をベトナムの現実の中に見、そして概念化した。現政権下では正統的ではあるが必ずしも生の社会状況を反映していない前者と、生の実態としての後者という両者の相克を軸に論稿を組み立てている。そして特に後者について、NGOの事例を通してその国家と「実社会」の「関係性」の検証を試みている。

第3章は紅河デルタ農村から「新経済区」への組織的移住政策の展開に焦点を当てた論稿である。執筆者は「国家」を共産党および政府、「社会」を農家世帯とその集合体または「集団」と定義し、組織的移住が開始された1960以降2000年までの期間を集団経営時代(1960～1980年)、家族請負時代(1980～1990年)、ドイモイ期(1990～2000年)と設定している。食糧不足と労働力過剰という社会問題の解決を目的とした当初のどちらかといえば国家主導型の大衆運動による組織的移住から、最終的には筆者が「農民の戦略の表れ」と呼ぶドイモイ時代の自発的移住の急増という状況までを時系列に追い、それぞれの時代状況下におけるアクター間の相互作用を捉えようとしている。

第4章と第5章は同一筆者による一つのセットとなる論稿である。筆者は古田の用いる「国家」と「社会」というタームをモチーフに、経済学、中でも新制度派的な経済開発論においては、それらが「政府」、「市場」および「共同体」というキーワードに読み替えることが可能であることを示す。そして現在のドイモイの過程をそれ以前に政府が完全な代替を試みた「市場」、「共同体」の機能の一部をそれぞれに返還しつつある過程として捉え、「市場の失敗」だけでなく「政府の失敗」も存在する以上、「市場の失敗」を補う「共同体」の役割をも生かしつつ経済開発を進めることの重要性を説いている。

第5章はドイモイ下のベトナムにおける農村から都市への人口移動をテー

マとしている。主に新制度派的な経済開発論をベースに第4章でパラフレーズを行なった「政府」、「市場」および「共同体」というキーワードに基き、先行調査に依拠しつつ考察を展開している。そして、「農村部・小都市から移出し都市部あるいは大都市へと移入する」人口移動において、「共同体」の働き、すなわち移出元の農村と移入先の都市との間をつなぐ親族・縁者間のネットワークが移入先の「市場経済」の形成、発達、移出元の貧困緩和・所得増加に大きな貢献をしていると論じている。さらに農村から都市への人口移動の規制を継続しようと試みる「政府」の姿勢に対し、新制度派的観点からその政策的ミスマッチを指摘している。

以下、各論に入っていきたい。当研究所の指定により各章冒頭ページにそれぞれに筆者による紹介文が付してある。あわせてご参照いただきたい。

¹ ドイモイの実際施策の諸側面について筆者は以下のように考えている。

< 経済分野 >

(1) 経済アクターの多様化：私営セクター、外国企業も正式な経済アクターに

a) 憲法に明記：1992年憲法、2001年における同憲法の修正、補充。

b) 私営セクターの活動奨励：(新)企業法(Luat Doanh nghiep)の制定、実行(1999年5月可決、2000年1月施行)

(2) 外国投資の導入：1987年12月外国投資法可決、1988年、外国投資法、同法施行細則を公布。

(3) 国有企業改革：分権化、自主権の付与・強化、整理再編、所有形態の多様化(株式化、供与、売却、請負経営、リース経営) 総会社の形成。株式化については、1992年6月から実験的に開始。2000年にはホーチミン証券取引所が営業を開始。2005年にはハノイ市証券取引所開設。

(4) 国際経済への参加：1998年1月アジア太平洋経済協力閣僚会議(APEC)加盟、2000年7月越米通商協定締結(2001年12月発効)。世界貿易機関(WTO)加盟達成努力など。

(5) 金融改革：1988年に開始。国家銀行が中央銀行と商業銀行の2つの役割を持つこと

を禁止（財政と金融の分離の方向だと思われる）。

専門銀行の設立：専門的銀行の設立（1．外国貿易・信用、外国為替業務、2．事業や公共事業向けの長期融資、3．商工業融資、4．農業信用部門）など（グエン・スアン・オアイン著、白石昌也監訳「ベトナム経済」有斐閣 109ページ）

< 政治分野 >

（1） **国会の活性化**：党の決定を追認するだけの機関から、議論も「実質化」の方向へ。審議の様子もニュースで伝えられるようになった。「法治国家」の形成を目指す。

1988年末の国会で次年度予算を初めてまともに審議（古田元夫『ベトナムの現在』講談社1996年19～20頁）。1992年9月マイン書記長が国会議長に就任。前職のレ・クアン・ダオ氏は政治局員でなかった。マイン書記長は2001年4月に国会議長のまま党書記長に選出される。現在は、2002年7月19～8月12日の第11期第1回国会では、グエン・ヴァン・アン、チュオン・クアン・ドゥオク政治局員がそれぞれ国会議長、国会副議長に選出される。

（2） **行政改革**：a)経済開発の推進、経済開発への貢献、b)国民の不満解消、支持獲得
1990年代半ばから、行政手続改革（1994年5月の政府決議38）を1つの「突破口」として、行政制度の改革、行政機構・組織の再編、幹部・公務員の訓練・養成、財政改革（2001年以降、加わった）を枠組みとして展開される。

（3） **民に配慮するという意味での「民主化」推進**：

a)基礎（例えば農村）における民主規則の構築と実行の普及：1998年2月18日に政治局が「基礎における民主規則の構築と実行に関する政治局指示」、2002年3月28日には党書記局が「基礎における構築と実行の継続的推進に関する書記局指示」を出す。

b)請願・告発法の制定、実行：1998年10月28～12月2日の第10期第4回国会で可決、1999年8月7日には政府が同法の細則と指導を定めた議定を出す。

これらは、末端の掌握、取り込みの試み。火種が大きな問題化してしまう前に対応するという意図。具体的には、開発プロセスへの住民参加、意見参加、情報の公開などを実施。

また、行政改革と組み合わせることで、施策の展開をより円滑にすることを狙ったもの。

< 外交分野 >

(1) 全方位外交の展開：経済社会開発、国づくりに集中できる国際環境の構築

1989年9月カンボジアからベトナム駐留軍撤退、1995年7月ASEAN加盟、1995年7月対米外交関係正常化。これまでの外交関係を大きく損ねることなく、実現。

2003年1月現在167カ国と外交関係樹立。150カ国と通商関係

(2) 国際経済への参加、経済発展への貢献(ODA の獲得、市場の拡大などの環境整備):

1998年1月アジア太平洋経済協力閣僚会議(APEC)加盟、2000年7月越米通商協定締結(2001年12月発効)。目標として、世界貿易機関(WTO)加盟達成など

(以上、2004年9月22日アジア経済研究所地域研究会報告他より)。

² 古田は著作の中で「国家」と「社会」について定義付けされていない。そのため本序章においてそれぞれ若干の定義づけを試みることになる。

³ 第4章補論で竹内氏はドイモイ前の時期「第1の時期」、ドイモイ後の時期「第2の時期」の2つに分けて考察している。ここで挙げる諸点について竹内氏は「第2の時期」で言及しており、竹内氏とらえ方が異なっているということではない。

⁴ 古田、前掲論文、179ページ。

⁵ 「相関」は広辞苑によると「相互に関係しあっていること。互いに関係しあう関係にあること、いくつかの変量がかなりの程度の相互関係を示しつつ同時に変化していく性質」とある。

⁶ 前掲論文。

⁷ 前掲論文、180ページ。

⁸ 古田元夫『ベトナムの現在』講談社1996年166ページ。

⁹ 拙稿「地方政治・行政の一側面 『人民』紙「読者の意見」欄を通して」アジ研ワールド・トレンド 2003年9月号、および拙稿「ベトナム/経済社会開発を推進し、政治的引き締めを図る」『アジア動向年報 2004年版』日本貿易振興機構アジア経済研究所。

¹⁰ 拙稿「地方政治・行政…」53ページ。

¹¹ 「国家と社会の関係」についての考察は当該国理解深化にとって大きな価値がある取り組みである。「関係」を形作る基礎となるのが「関係性」という位置づけが正しいのであれば、そうしたベトナム研究がでそろう段階で「関係性」について考察すべきというのが筋道だと思われる。ただ、「関係」理解に留まるらずさらに「関係性」理解にまで到ろうとする意識を持って取り組みを続けることは、より深い「関係」理解にも寄与しうると考えられる。

¹² 古田、前掲書、44～45ページ。

¹³ 菱田雅晴「国家と社会の“共棲”」毛利和子編『現代中国の構造変動1 大陸中国への視座』東京大学出版会2000年71ページ。